

平成27年第1回

石川県議会定例会議案

(その三)

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第19号	石川県公立大学法人定款の一部変更について……………	1
議案第20号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について……………	3
議案第21号	石川県行政手続条例の一部を改正する条例について……………	5
議案第22号	石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について……………	9
議案第23号	包括外部監査契約の締結について……………	11
議案第24号	石川県特別会計条例の一部を改正する条例について……………	13
議案第25号	石川県手数料条例の一部を改正する条例について……………	15
議案第26号	石川県消費者行政活性化基金条例等の一部を改正する条例について……………	23
議案第27号	「建設事業に要する経費の一部を市町に負担させることについて」の議決の一部変更について……………	25
議案第28号	石川県立歴史博物館使用料条例の一部を改正する条例について……………	27
議案第29号	いしかわ文化振興条例について……………	29
議案第30号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について……………	37
議案第31号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第二項及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第二条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について……………	61
議案第32号	指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について……………	65
議案第33号	石川県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例について……………	69
議案第34号	石川県地域医療介護総合確保基金条例について……………	71
議案第35号	石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について……………	73
議案第36号	石川県食の安全・安心推進条例について……………	79
議案第37号	石川県立保育専門学園条例の一部を改正する条例について……………	85
議案第38号	いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例について……………	87
議案第39号	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について……………	91

議案第40号	請負契約の締結について（いしかわ動物園トキふれあいセンター（仮称）建設 工事（建築））	93
議案第41号	ふるさと石川の地場産業を担い地域経済を支える中小企業の振興に関する条例 について	95
議案第42号	石川県産業展示館条例の一部を改正する条例について	99
議案第43号	石川県卸売市場条例の一部を改正する条例について	101
議案第44号	石川県国営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について	103
議案第45号	請負契約の締結について（広域営農団地農道整備事業 能登外浦4期地区 椎 木・北浦工区 トンネル工事）	105
議案第46号	石川県海洋漁業科学館条例の一部を改正する条例について	107
議案第47号	委託契約の締結について（南加賀道路（粟津ルート）道路改良事業に伴う北陸 本線動橋・粟津間矢田野こ線橋新設工事）	109
議案第48号	損害賠償額の決定について	111
議案第49号	石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例について	113
議案第50号	石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例について	115
議案第51号	石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について	117
議案第52号	石川県暴力団排除条例の一部を改正する条例について	121
議案第53号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例について	123
議案第54号	石川県教職員定数条例の一部を改正する条例について	127
議案第55号	石川県育英資金貸付金の未納の返還金支払請求事件に係る訴えの提起について	129
報告第1号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	131
報告第2号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	133
報告第3号	県営住宅の明渡し等請求事件に係る訴えの提起の専決処分の報告について	135
報告第4号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	137
報告第5号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	139
報告第6号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	141
報告第7号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	143
報告第8号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	145

議案第19号

石川県公立大学法人定款の一部変更について

石川県公立大学法人定款の一部を次のように変更する。

平成27年2月23日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

別表の2の(2)の表備考の欄中「温室1(附属建物)」を「温室1(附属建物・平成25年5月除却)」に、「作業場1(附属建物)」を「作業場1(附属建物・平成25年5月除却)」に、「温室2(附属建物)」を「温室2(附属建物・平成25年5月除却)」に、「温室3(附属建物)」を「温室3(附属建物・平成25年2月除却)」に、「作業場2(附属建物)」を「作業場2(附属建物・平成25年2月除却)」に、「温室4(附属建物)」を「温室4(附属建物・平成25年2月除却)」に、「温室5(附属建物)」を「温室5(附属建物・平成25年10月除却)」に、「農場管理舎(附属建物・平成27年2月除却)」に、「プロパン庫1(附属建物)」を「プロパン庫1(附属建物・平成25年2月除却)」に、「プロパン庫2(附属建物・平成25年2月除却)」に改める。

附 則

変更後の定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

議案第十九号 石川県公立大学法人定款の一部変更について

議案第二十号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十二年石川県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁健康福祉部の項中「医師」を「医師及び歯科医師（いずれも）」に、「の医師」を「の医師及び歯科医師」に改め、同表保健所の項中「医師」を「医師及び歯科医師」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

本庁健康福祉部等への歯科医師の配置に伴い、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第二十一号

石川県行政手続条例の一部を改正する条例について

石川県行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県行政手続条例の一部を改正する条例

石川県行政手続条例（平成七年石川県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

〔第四章 行政指導（第三十条―第三十五条）

目次中 第五章 届出（第三十六条） を

第六章 雑則（第三十七条） 〕

〔第四章 行政指導（第三十条―第三十六条）

第五章 処分等の求め（第三十七条） に改める。

第六章 届出（第三十八条）

第七章 雑則（第三十九条） 〕

第二条第六号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第三条第一項中「第四章」を「第五章」に改め、同項第九号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第十号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第四条、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第三項、第二十二條第三項並びに第二十八条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第三十三條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

二 前号の条項に規定する要件

三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第六章中第三十七条を第三十九条とし、同章を第七章とする。

第五章中第三十六条を第三十八条とし、同章を第六章とする。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 処分等の求め

第三十七条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容
- 三 当該処分又は行政指導の内容
- 四 当該処分の根拠となる条例等又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項
- 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第四章中第二十五条を第三十六条とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第三十五条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該行政指導の内容
- 三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- 四 前号の条項に規定する要件
- 五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改める。

提案理由

処分及び行政指導に関する手続について、県民の権利利益の保護の充実に図るため、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度を整備する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十一号 石川県行政手続条例の一部を改正する条例について

議案第二十二号

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

石川県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年石川県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十七の項の次に次のように加える。

<p>十七の二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十九条の二第二項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許可</p>	<p>金沢市</p>
--	------------

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

県民の利便性の向上を図るため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務の一部を金沢市が処理する事務とする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十二号 石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第23号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、平成27年度の包括外部監査契約を次のとおり締結する。

平成27年2月23日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 契約の相手方
金沢市大浦町ル57番地3
早 川 晃 治
- 2 契約の相手方の資格
公認会計士
- 3 契約の金額
13,000,000円を上限とする額

議案第二十三号 包括外部監査契約の締結について

議案第二十四号

石川県特別会計条例の一部を改正する条例について

石川県特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県特別会計条例の一部を改正する条例

石川県特別会計条例（昭和二十九年石川県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

本則第五号中「小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十二年法律第百十五号）」を「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）第九条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十二年法律第百十五号。以下この号において「旧助成法」という。）」に、「小規模企業者等設備導入資金の」を「旧小規模企業者等設備導入資金（旧助成法第二条第三項に規定する小規模企業者等設備導入資金をいう。）の」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

提案理由

小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に伴い、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十四号 石川県特別会計条例の一部を改正する条例について

議案第二十五号

石川県手数料条例の一部を改正する条例について

石川県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県手数料条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例（平成十二年石川県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表四の項中35を37とし、34を36とし、33を35とし、32を34とし、31を33とし、30を32とし、29を31とし、28を30とし、27を29とし、26を28とし、25を27とし、24を26とし、23を25とし、22を24とし、21を23とし、20を22とし、19を21とし、18を20とし、17を19とし、16を18とし、15を17とし、14を16とし、13を15とし、12を14とし、11を13とし、10を12とし、9を11とし、8を10とし、7を9とし、6を8とし、5を7とし、4を6とし、3を5とし、2を4とし、1の次に次のように加える。

<p>2 法第四十八条第六項第三号に規定する食品衛生管理者の養成施設の登録</p>	<p>食品衛生管理者養成施設登録手数料</p>	<p>十五万円</p>	
<p>3 法第四十八条第六項第四号に規定する講習会の登録</p>	<p>食品衛生管理者講習会登録手数料</p>	<p>九万円</p>	

別表二十六の項4及び5を次のように改める。

<p>4 法第六条の三第一項本文及び第十八条第四項本文に規定する建築物の計画に関する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」とい</p>	<p>構造計算適合性判定手数料</p>	<p>イ 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（いずれも法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるものに限る。）による場合 (1) 当該構造計算の対象となる床面積が二百平方メートル以内のもの 十二万円 (2) 当該構造計算の対象となる床面積が二百平方メートル</p>	<p>(一) 手数料の金額は、構造計算ごとのその対象となる床面積に応じた金額の欄に掲げる金額の合計金額とする。 (二) 構造計算適合性判定を受けた建築物の一部を変更して建築物を建築す</p>
--	---------------------	---	--

う。

- ルを超え五百平方メートル以内のもの 十四万円
- (3) 当該構造計算の対象となる床面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 十六万円
- (4) 当該構造計算の対象となる床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 二十一万円
- (5) 当該構造計算の対象となる床面積が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 二十四万円
- (6) 当該構造計算の対象となる床面積が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの 三十二万円
- (7) 当該構造計算の対象となる床面積が五万平方メートルを超えるもの 五十八万円

ロ 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（いずれもイによるものを除く。）による場合

- (1) 当該構造計算の対象となる床面積が二百平方メートル以内のもの 九万円
- (2) 当該構造計算の対象となる床面積が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 十一万円
- (3) 当該構造計算の対象となる床面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 十二万円
- (4) 当該構造計算の対象となる床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 十五万円
- (5) 当該構造計算の対象となる床面積が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 十六万円

る場合においては、構造計算の対象となる床面積は、当該構造計算の対象となる床面積の十分の一として算定する。

<p>5 法第六条の三第一項ただし書及び第十八条第四項ただし書に規定する建築物の計画に関する構造計算の適合性に対する審査（以下この項において「構造計算適合性審査」という。）</p>	<p>構造計算適合性審査手数料</p>	<p>(6) 当該構造計算の対象となる床面積が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの 二十万円</p> <p>(7) 当該構造計算の対象となる床面積が五万平方メートルを超えるもの 三十二万円</p> <p>イ 当該構造計算の対象となる床面積が二百平方メートル以内のもの 十二万円</p> <p>ロ 当該構造計算の対象となる床面積が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 十四万円</p> <p>ハ 当該構造計算の対象となる床面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 十六万円</p> <p>ニ 当該構造計算の対象となる床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 二十一万円</p> <p>ホ 当該構造計算の対象となる床面積が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 二十四万円</p> <p>ヘ 当該構造計算の対象となる床面積が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの 三十二万円</p> <p>ト 当該構造計算の対象となる床面積が五万平方メートルを超えるもの 五十八万円</p>	<p>(一) 手数料の金額は、構造計算ごとのその対象となる床面積に応じた金額の欄に掲げる金額の合計金額とする。</p> <p>(二) 構造計算適合性審査を受けた建築物の一部を変更して建築物を建築する場合においては、構造計算の対象となる床面積は、当該構造計算の対象となる床面積の十分の一として算定する。</p>
--	---------------------	--	--

別表二十六の項口中「第七条の六第二項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「第八十七条の二第二項」を「第八十七条の二」に、「承認の」を「認定の」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に改め、同項中60を61とし、59を60とし、58を59とし、57を58とし、56を57とし、55を56とし、54を55とし、53を54とし、52を53とし、51を52とし、50を51とし、49を50とし、48を49とし、47を48とし、46を47とし、45を46とし、44を45とし、43を44とし、42を43とし、41を42とし、40を41とし、39を40とし、38を39とし、37を38とし、36を37とし、35を36とし、34を35とし、33の次に次のように加える。

<p>34 法第六十条の二第一項ただし書に規定する建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</p>	<p>十六万円</p>	
---	-------------------------------------	-------------	--

別表二十六の項に次のように加える。

<p>62 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第二百三十七条の十六第二号に規定する建築物の移転に関する建築基準法令の規定の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物の移転に関する建築基準法令の規定の適用除外に係る認定申請手数料</p>	<p>一万七千円</p>	
---	---	--------------	--

別表四十一の項3中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に、「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に改め、同項4中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料」を「宅地建物取引士資格登録簿登録手数料」に改め、同項5中「宅地建物取引主任者資格登録」を「宅地建物取引士資格登録」に改め、同項6及び7中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同項に次のように加える。

<p>8 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十四条の十五第一項に規定する宅地建物取引士証の再交付</p>	<p>宅地建物取引士証の再交付手数料</p>	<p>四千五百円</p>	
--	------------------------	--------------	--

別表五十の項を次のように改める。

<p>五十 削除</p>			
--------------	--	--	--

別表七十七の二の項を同表七十七の三の項とし、同表七十七の項の次に次のように加える。

<p>七十七の二 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下この項において「法」という。）に関する事務</p>	<p>法附則第四条第二項に規定する喫煙吸引等研修の実施</p>	<p>喫煙吸引等研修手数料</p>	<p>イ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号。以下この項において「省令」という。）附則第四条に規定する第一号研修又は第二号研修 一万千五百円 ロ 省令附則第四条に規定する第三号研修 千五百円</p>
---	---------------------------------	-------------------	---

別表七十八の項中5を7とし、4を6とし、3を5とし、2の次に次のように加える。

<p>3 法第十二条第五項第三号に規定する食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録</p>	<p>食鳥処理衛生管理者養成施設登録手数料</p>	<p>十五万円</p>	
<p>4 法第十二条第五項第四号に規定する講習会の登録</p>	<p>食鳥処理衛生管理者講習会登録手数料</p>	<p>九万円</p>	

別表八十三の項に次のように加える。

<p>13 事業所の開設者等に対する研修の実施</p>	<p>認知症介護実践者等養成事業研修手数料</p>	<p>イ 認知症対応型サービス事業開設者研修 八千円 ロ 認知症対応型サービス事業管理者研修 二千円 ハ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 五千円</p>
-----------------------------	---------------------------	--

別表八十三の三の二の項中3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

<p>1 法第三条第一項に規定する指定調査機関の指定（知事が指定するものに限る。）の申請に</p>	<p>指定調査機関指定申請手数料</p>	<p>三万九百円</p>
---	----------------------	--------------

対する審査			
-------	--	--	--

別表八十三の三の二の項に次のように加える。

5 法第三十二条 第一項に規定する指定調査機関の指定（一に規定する指定に限る。）の更新の申請に対する審査	指定調査機関指定更新申請手数料	一万四千八百円	
---	-----------------	---------	--

別表八十三の七の項イ中「いう。」の下に「及び住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書（以下この項において「性能評価書」という。）」を加え、同項ロの次に次のように加える。

ハ 性能評価書を添付する場合

- (1) 一戸建ての住宅 一戸につき 一万五千元
- (2) 認定の対象となる戸数が一戸の長屋又は共同住宅 一棟につき 一万五千元
- (3) 認定の対象となる戸数が二戸から五戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 五万七千元
- (4) 認定の対象となる戸数が六戸から十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 九万円
- (5) 認定の対象となる戸数が十一戸から二十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十七万円
- (6) 認定の対象となる戸数が三十一戸から五十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二十九万円
- (7) 認定の対象となる戸数が五十一戸から百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 四十五万円
- (8) 認定の対象となる戸数が百一戸から二百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 八十二万円
- (9) 認定の対象となる戸数が二百一戸から三百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 百十万円
- (10) 認定の対象となる戸数が三百一戸以上の長屋又は共同住宅 一棟につき 百四十万円

別表八十三の七の項イ中「適合証」の下に「及び性能評価書」を加え、同項ロの次に次のよ

うに加える。

ハ 性能評価書を添付する場合

- (1) 一戸建ての住宅 一戸につき 一万二千円
- (2) 認定の対象となる戸数が一戸の長屋又は共同住宅 一棟につき 一万二千円
- (3) 認定の対象となる戸数が二戸から五戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 三万四千円
- (4) 認定の対象となる戸数が六戸から十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 五万五千円
- (5) 認定の対象となる戸数が十一戸から三十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十万円
- (6) 認定の対象となる戸数が三十一戸から五十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十七万円
- (7) 認定の対象となる戸数が五十一戸から百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二十八万円
- (8) 認定の対象となる戸数が百一戸から二百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 四十九万円
- (9) 認定の対象となる戸数が二百一戸から三百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 六十六万円
- (10) 認定の対象となる戸数が三百一戸以上の長屋又は共同住宅 一棟につき 七十九万円

別表八十八の項中「資料の複写」を「資料の複写等」に、「資料複写手数料」を「資料複写等手数料」に改め、同項イ中「による複写」の下に「又はプリンターによる出力」を加え、同項イ(1)中「カラー複写」を「カラーによる複写又は出力」に改め、同項イ(2)中「(1)以外」を「(1)以外のもの」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表二十六の項の改正規定(60を61とし、59を60とし、58を59とし、57を58とし、56を57とし、55を56とし、54を55とし、53を54とし、52を53とし、51を52とし、50を51とし、49を50とし、48を49とし、47を48とし、46を47とし、45を46とし、44を45とし、43を44とし、42を43とし、41を42とし、40を41とし、39を40とし、38を39とし、37を38とし、36を37とし、35を36とし、34を35とし、33の次に34を加える部分に限る。) 公布の日

二 別表二十六の項の改正規定(前号に掲げるものを除く。) 平成二十七年六月一日

2 この条例の施行の日前に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律

の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）による改正前の歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条第一項の規定により実施した歯科技工士国家試験に係る合格証明書の交付については、改正前の別表五十の項2の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

宅地建物取引業法の一部改正等に伴い、新たに手数料の額を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十六号

石川県消費者行政活性化基金条例等の一部を改正する条例について

石川県消費者行政活性化基金条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県消費者行政活性化基金条例等の一部を改正する条例

(石川県消費者行政活性化基金条例の一部改正)

第一条 石川県消費者行政活性化基金条例(平成二十一年石川県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

(石川県自殺防止緊急対策基金条例及び石川県森林整備・林業活性化基金条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

一 石川県自殺防止緊急対策基金条例(平成二十一年石川県条例第四十四号)附則第二項

二 石川県森林整備・林業活性化基金条例(平成二十一年石川県条例第三十七号)附則第二項

(石川県保育環境整備基金条例の一部改正)

第三条 石川県保育環境整備基金条例(平成二十一年石川県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国の緊急経済対策に伴い設置した消費者行政活性化基金等による事業の実施期限を延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十六号 石川県消費者行政活性化基金条例等の一部を改正する条例について

議案第27号

「建設事業に要する経費の一部を市町に負担させることについて」の議決の一部変更について

昭和39年第1回石川県議会定例会において議決された議決第21号「建設事業に要する経費の一部を市町に負担させることについて」のうち、その一部を次のように変更する。

平成27年2月23日提出

石川県知事 谷 正 憲

1 対象事業及び負担率の表土地改良の項中

「 ふるさと農道整備事業 耕地災害復旧事業 国営が取り排水事業 かんがい排水事業費負担金	業 業 域 金	1/10 1/2 4/15 27.54/100	地方負担 基幹施設 一般施設	を 」
「 ふるさと農道整備事業 震災対策農業施設整備事業 耕地災害復旧事業 国営が取り排水事業費負担金 国営河北潟施設応急対策事業費負担金	業 業 業 域 金	1/10 1.1/10 0.8/10 1.8/10 1/2 4/15 27.54/100 1.8/10	ため池 大規模の農道・排水機場 小規模の農道・排水機場 (中山間地域で行うものについては1.3/10) 地方負担 基幹施設 一般施設	に改める。 」

議案第二十七号 「建設事業に要する経費の一部を市町に負担させることについて」の議決の一部変更について

2 適用年度 平成27年度から

議案第二十八号

石川県立歴史博物館使用料条例の一部を改正する条例について

石川県立歴史博物館使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県立歴史博物館使用料条例の一部を改正する条例

石川県立歴史博物館使用料条例（昭和六十一年石川県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二項の表中「二五〇円」を「三〇〇円」に、「二〇〇円」を「二四〇円」に、「一六〇円」を「一九〇円」に改める。

別表第一第二項中「一、〇〇〇円」を「一、五〇〇円」に改める。

別表第二第一項の表中「第一特別展示室」を「特別展示室」に、「一八、四〇〇円」を「一八、九二〇円」に改め、同表第二項の次に次の一項を加える。

- 3 企画展示室に係る施設使用料の額については、前二項の施設使用料の例により知事はその都度定める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月十七日から施行する。

提案理由

歴史博物館のリニューアルに伴い、入場料の額を改定する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十八号 石川県立歴史博物館使用料条例の一部を改正する条例について

議案第二十九号

いしかわ文化振興条例について

いしかわ文化振興条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

いしかわ文化振興条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 文化振興施策

第一節 石川の優れた文化の継承及び発展（第七条―第十五条）

第二節 文化に親しむ環境づくり（第十六条―第二十一条）

第三節 文化による地域づくり（第二十二条―第二十四条）

第四節 文化の交流及び発信（第二十五条―第二十七条）

第五節 文化を支える仕組みづくり（第二十八条―第三十条）

第三章 いしかわ文化の日（第三十一条―第三十五条）

第四章 文化振興基本方針（第三十六条）

附則

文化は豊かな人間性を育み、人と人との心のつながりやお互いを理解し尊重し合う社会の基盤となる。文化は人の心の糧であり、豊かな文化と共に生きることは、人の変わらぬ願いである。

石川県は、三方を日本海に囲まれた能登と霊峰白山を仰ぐ加賀という、二つの特色ある地域から成り立っており、私たちの先人たちは、太古の縄文文化の時代から、古代における朝鮮半島や渤海国との交流、中世の一向一揆、近世の加賀百万石の武家文化と、それぞれの時代ごとに、四季折々に美しく豊かな自然風土と深く関わり合いながら、色鮮やかな文化の華を咲かせてきた。

真脇の縄文土器にはじまる工芸の流れは、中世に珠洲焼を生み、近世には加賀藩の文化奨励政策により丸谷焼や加賀蒔絵などの絢爛たる諸工芸が育成され、現在の工芸王国石川へと受け継がれる一方で、能楽や邦楽、茶道や華道に代表される優れた伝統芸能や生活文化を培ってきた。また、学術の分野においても、明治期以降、日本を代表する学者や文学者を輩出し、この高い精神性が、今の学都石川の礎となっている。さらに、県内の各地域に目を転ずれば、世界に高く評価された里山里海や、豊かな食文化など、人の営みとともに形づくられた個性ある多様な文化が溢れている。こ

のような伝統的な文化の系譜を連ねる一方で、オーケストラ・アンサンブル金沢をはじめとした新たな文化の創造や、金沢城公園の史実に沿った復元整備も進められるなど、文化の厚みを増してきた。

こうした中で、北陸新幹線の金沢までの開業は、本県の歴史、文化、自然の見事な融合と、多彩で質の高い文化の魅力を広く国内外に発信するとともに、文化の交流を一層盛んにし、ひいては人口減少、少子高齢化の課題に直面する地域の活力を高める転機である。今こそ私たちは、県を挙げて、文化の裾野を^{ひろ}げ、その強固な土台を支えに、石川の優れた文化の更なる高みを目指し、邁進^{まいしん}しなければならない。

この条例を、石川の文化の更なる振興に向けた道しるべとして、県民、文化団体、行政が認識を共有し、取り組んでいく意義は大きい。

「文化（カルチャー）」とは、「耕す」ことであり、私たちは絶えず文化の土壌を豊かにし、新たな地平を切り拓^{ひら}く努力を怠^{おこ}ってはならない。

ここに、私たちは、県民一人一人が石川の文化に誇りを持ち、永い歴史に育まれた文化に更に磨きをかけ、これを県民共通の財産として次の世代へ継承するとともに、新たな文化の創造の歩みを止めることなく、国際的にも評価される個性と魅力に溢れる文化の創造と発展を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、並びに県及び市町の責務並びに県民、文化活動を行う団体（以下「文化団体」という。）その他の文化の振興を担う多様な主体の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項等を定めることにより、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある県民生活及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化の振興に当たっては、県民一人一人が文化の担い手であるとの認識の下に、その自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民が等しく文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化が県民の豊かな心を^か涵養し、地域の活力を高める重要な社会的財産であるとの認識の下に、文化活動が活発に行われるような環境の醸成を旨として、石川の文化の裾野の拡大を図るとともに、更なる高みを目指すよう努めなければならない。

4 文化の振興に当たっては、豊かな自然、歴史及び風土に培われてきた石川の優れた文化が、県民共通の財産として育まれるとともに、将来にわたり引き継がれ、発展するよう配慮されなければならない。

ばならない。

5 文化の振興に当たっては、地域の住民が誇りと愛着を持ち、守り育ててきた地域固有の多様な文化が尊重されるとともに、その活用を通じて地域の活性化が図られるよう配慮されなければならない。

6 文化の振興に当たっては、石川の文化の魅力が国内外に広まるよう、文化に関する情報の発信及び文化を通じた交流が積極的に推進されなければならない。

7 文化の振興に当たっては、県民、文化団体、大学等の高等教育機関、市町及び県がそれぞれの責務又は役割を担うとともに、相互に連携し、及び協働するよう努めなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、文化振興施策の策定及び実施に当たっては、広く県民の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 県は、文化振興施策の推進に当たっては、市町との連携を図るとともに、市町がその地域の特性に応じた文化振興施策を策定し、及び実施するため、必要な助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

4 県は、国及び他の都道府県との連携及び協力により、文化振興施策の効果的な推進に努めるものとする。

(市町の責務)

第四条 市町は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化振興施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(県民及び文化団体の役割)

第五条 県民及び文化団体は、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化を振興する役割を担うものとする。

(大学等の高等教育機関の役割)

第六条 大学等の高等教育機関は、文化に関する調査研究の充実を図るとともに、その有する専門知識、設備等を活用した文化活動への支援及び人材の育成等を通じて、文化を振興する役割を担うものとする。

第二章 文化振興施策

第一節 石川の優れた文化の継承及び発展

(芸術の振興)

第七条 県は、文学、音楽、美術、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術(映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。)その他の芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第八条 県は、先人から受け継がれてきた能楽、邦楽、日本舞踊その他の伝統芸能の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(伝統工芸の継承及び発展)

第九条 県は、先人から受け継がれてきた輪島塗、山中漆器、加賀友禪、九谷焼その他の伝統工芸の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承及び発展)

第十条 県は、豊かな自然に育まれた食材、地酒、味噌及び醤油等の発酵食品、これらの調理法、器としての伝統工芸品など、歴史と伝統に裏付けられた食文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化等の振興)

第十一条 県は、茶道、華道、書道その他の生活文化、講談、落語、歌唱その他の芸能及び囲碁、将棋その他の国民的娯楽の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十二条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化の担い手の育成)

第十三条 県は、伝統文化(伝統芸能、伝統工芸その他の伝統的な文化をいう。)を継承する者、文化に関する創造的活動を行う者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者その他の文化の担い手を育成するため、必要な施策を講ずるものとする。

(子どもによる文化の継承)

第十四条 県は、石川の将来を担う子どもが、次代の文化の担い手として、石川の優れた文化を継承するため、必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第十五条 県は、文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

第二節 文化に親しむ環境づくり

(県民の文化意識の向上)

第十六条 県は、県民の文化に対する関心及び理解を深め、文化に対する意識の向上を図るため、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民が文化に親しむ機会の充実)

第十七条 県は、広く県民が文化を鑑賞し、参加し、創造すること等を通じて、文化に親しむ機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(子どもが文化に触れる機会の充実)

第十八条 県は、子どもが文化に触れる機会の充実を図るため、子どもを対象とした文化に関する公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化活動の充実)

第十九条 県は、学校教育における文化活動の充実を図るため、体験学習等の文化に関する教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第二十条 県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化施設等の充実及び活用の促進)

第二十一条 県は、美術館、博物館、音楽堂その他の文化施設をはじめとする県民が文化に親しむ場の充実を図るとともに、その活用の促進に努めるものとする。

第三節 文化による地域づくり

(ふるさと文化の継承及び発展)

第二十二条 県は、地域の歴史と風土の中で、人の営みとともに形成されてきた歴史的又は文化的な景観、海女文化、年中行事、祭り、方言その他の地域固有の文化(以下「ふるさと文化」という。)の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(ふるさと文化の活用による地域の活性化)

第二十三条 県は、ふるさと文化が、県民の地域への誇りや愛着を育み、地域社会の基盤形成に大きな役割を果たすことに鑑み、これを生かした取組による地域の活性化が推進されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(文化による地域産業の振興)

第二十四条 県は、文化が地域産業の振興に資するよう、文化と地域産業との相互連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四節 文化の交流及び発信

(文化に関する交流の促進)

第二十五条 県は、県民及び文化団体が文化活動を活発に行うとともに、県内外の人々との相互理解を深めることができるよう、文化に関する交流の促進に努めるものとする。

(文化に関する情報の収集及び発信)

第二十六条 県は、県民及び文化団体による文化活動を促進するため、文化に関する情報の収集及び発信に努めるものとする。

(文化の観光資源としての活用)

第二十七条 県は、国内及び海外からの観光旅客をはじめとする交流人口の拡大を図るため、石川の優れた文化が観光資源として活用されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

第五節 文化を支える仕組みづくり

(推進体制の整備)

第二十八条 県は、文化振興施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(企業等による文化支援活動の促進)

第二十九条 県は、企業等が社会貢献の一環として行う文化活動を支援する活動を促進するため、普及啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第三十条 県は、文化振興施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第三章 いしかわ文化の日

(趣旨)

第三十一条 県は、第十六条の規定により、県民の文化意識の向上を図るため、いしかわ文化の日及びいしかわ文化推進期間を設ける。

(いしかわ文化の日)

第三十二条 いしかわ文化の日は、十月の第三日曜日とする。

(いしかわ文化推進期間)

第三十三条 いしかわ文化推進期間は、いしかわ文化の日からその年の十一月三日までの期間とする。

(事業等)

第三十四条 県は、いしかわ文化の日及びいしかわ文化推進期間についての普及啓発に努めるとともに、その期間において、第三十一条の規定の趣旨にふさわしい事業等を行うものとする。

(市町及び文化団体への協力)

第三十五条 県は、市町及び文化団体が、いしかわ文化の日及びいしかわ文化推進期間に合わせた取組を行おうとする場合には、必要な助言その他の協力をを行うものとする。

第四章 文化振興基本方針

第三十六条 県は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な方針（以下「文化振興基本方針」という。）を定めるものとする。

2 文化振興基本方針は、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

文化振興施策の総合的な推進を図り、心豊かで潤いのある県民生活及び個性豊かで活力に満ちた

地域社会を実現するため、文化振興に関する基本理念を定め、県及び市町の責務並びに県民、文化団体その他の文化の振興を担う多様な主体の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十九号
いしかわ文化振興条例について

議案第三十号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一
部を改正する条例

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「指定介護予防訪問介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十七号。以下「基準条例」という。)第六条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。)」を「法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十二号。以下「整備法」という。)第五条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る法第百十五条の四十五の三第二項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という。)」に、「指定介護予防訪問介護(基準条例第五条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。」を「又は当該第一号訪問事業の利用者」に改め、同条第五項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「前項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「基準条例第六条第一項から第四項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第八条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第六条第四項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「基準条例第八条第一項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第十四条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第

三十八号)第十三条第九号」を「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十六年石川県条例第四十七号。以下「指定居宅介護支援基準等条例」という。)第十五条第九号」に改める。

第四十三条第四項中「基準該当介護予防訪問介護(基準条例第四十三条第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業」を「法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス(以下「基準該当介護予防サービス」という。)に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)」に、「同条第一項から第三項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第四十五条第二項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第四十三条第四項に規定する第一号訪問事業」に、「基準条例第四十五条第一項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第四十九条第三項中「基準条例第四十九条第一項に」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十七号。以下「基準条例」という。)第四十九条第一項に」に改める。

第六十四条中「維持回復」の下に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第六十五条第五項中「第七十一条第一項」を「第七十一条第十項」に、「指定複合型サービス(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定複合型サービス)を「指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第八十条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第八十六条に次の一項を加える。

- 5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第百三十七条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(第二項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百四十一条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百四十一条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすこ

とができる。

第九十九条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第一百条第三項中「指定介護予防通所介護事業者（基準条例第九十八条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（基準条例第九十七条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第一号通所事業」に、「基準条例第九十八条第一項及び第二項に規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に改め、同条第四項中「利用者」の下に「（当該指定通所介護事業者が前項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）」を加える。

第一百二条第四項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第一百条第三項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第一号通所事業」に、「基準条例第一百条第一項から第三項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に、「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

- 4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った知事に届け出るものとする。
- 第一百一条の次に次の一条を加える。

（事故発生時の対応）

第一百一条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定通所介護事業者は、第一百二条第四項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第一百十二条第二項第二号中「次条」を「前条第二項並びに次条」に、「第三十八条第二項及び第四十条第二項」を「及び第三十八条第二項」に改める。

第一百十三条中「第四十一条まで」を「第三十九条まで、第四十一条」に、「三十条」を「第三

十条」に改める。

第百十五條第一項中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第百十九條に次の一項を加える。

- 4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った知事に届け出るものとする。

第百三十條第二項第二号中「第四十條第二項」を「第百十一條の二第二項」に改める。

第百三十一條中「第四十一條まで」を「第三十九條まで、第四十一條」に、「第百十一條」を「第百十一條の二」に、「読み替える」を「、第百十一條の二第四項中「第百二條第四項」とあるのは「第百十九條第四項」と読み替える」に改める。

第百三十二條第三項中「基準該当介護予防通所介護（基準条例第百十三條第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第百十五條の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「同項及び同條第二項に規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に改める。

第百三十四條第四項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第百三十二條第三項に規定する第一号通所事業」に、「基準条例第百十五條第一項から第三項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に改める。

第百三十五條中「第三十九條から第四十一條まで」を「第三十九條、第四十一條」に改める。

第百三十六條中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第百四十一條に次の一項を加える。

- 6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたりハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十六條第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百六十五條に次の一項を加える。

- 2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援基準等条例第四條第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の

利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、規則で定める利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第百八十二条中「若しくは指定認知症対応型通所介護事業所」を、「指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、「をいう。」の下に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第百八十八条中「看護職員」との下に、「第百六十五条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第二百七十七条第三項を削る。

第二百二十三条を次のように改める。

第二百二十三条 削除

第二百三十六条第二項第三号及び第二百四十七条第二項第三号を削る。

第二百四十八条中「第二百二十二条」の下に、「第二百二十四条」を加える。

第二百五十八条の見出し中「確保」の下に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{けんざん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

「第二章 介護予防訪問介護

第一節 基本方針（第五条）

第二節 人員に関する基準（第六条・第七条）

第三節 設備に関する基準（第八条）

第四節 運営に関する基準（第九条―第三十九条）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第四十条―第四十二条）

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第四十三条―第四十七条）」

「第二章 削除」に、「第五十二条」を「第五十一条の二」に、

「第七章 介護予防通所介護

第一節 基本方針（第九十七条）

第二節 人員に関する基準（第九十八条・第九十九条）

第三節 設備に関する基準（第百条）

第四節 運営に関する基準（第百一条―第百八条）

目次中

を

を

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第九十九条―第一百十二条）

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第一百三十三条―第一百六条）

「第七章 削除」に、「第一百十条」を「第一百十九条の二」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第五条から第四十七条まで 削除

第四十九条第三項中「基準条例第四十九条第一項に」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十六号。以下「基準条例」という。）第四十九条第一項に」に改める。

第三章第四節中第五十二条の前に次の十二条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

第五十一条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十五条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、同項の文書に記載すべき重要事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、同項の文書を交付したものとみなす。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の承諾があつた後において、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により同項の規定による電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再度同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第五十一条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由がなく、指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第五十一条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが

困難であると認めるときは、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第五十一条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第五十一条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第五十一条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通して、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第五十一条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に

努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第五十一条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十二条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第五十一条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第八十二条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第五十一条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第五十一条の十二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第五十一条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十二条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第五十二条の次に次の二条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第五十二条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介

護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第五十二条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が規則で定める要件に該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

第五十五条の次に次の十条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五十五条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第五十五条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第五十五条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第五十五条に規定する重要事項を定めた規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第五十五条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、

あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第五十五条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第五十五条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第五十五条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第二十二條の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十二年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六條第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第五十五条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十五条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介

護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第五十五条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第五十六条第二項中「次条において準用する第二十条第二項、第二十四条、第三十五条第二項及び第三十七条第二項」を「第五十一条の十三第二項、第五十二条の三、第五十五条の八第二項及び第五十五条の十第二項」に改める。

第五十七条を次のように改める。

第五十七条 削除

第六十三条中「第九条から第十五条まで、第十七条から第二十号まで、第二十二号、第二十四条、第二十九条から第三十四号まで、第三十五条（第五項及び第六項を除く。）及び第三十六条から第三十八号まで並びに」を削り、「第五十二条第一項及び」を「第五十一条の九、第五十二条第一項、第五十五条の八第五項及び第六項並びに」に、「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第九条第一項及び第二十一条中「第二十七条」を「第五十一条の二及び第五十五条の四中「第五十五条」に、「第二十条中」を「第五十一条の十三中」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「第二十二号中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第三十条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と」を削り、「指定訪問入浴介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「基準該当訪問入浴介護」を「基準該当介護予防訪問入浴介護」に改め、「前項」との下に、「第五十二条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と」を加える。

第七十四条第二項第四号を次のように改める。

- 四 次条において準用する第五十一条の十三第二項、第五十二条の三、第五十五条の八第二項及び第五十五条の十第二項の記録

第七十五条中「第九条、第十条、第十二号から第十四号まで、第十六号から第二十号まで、第二十二号、第二十四条、第二十九条から第三十八号まで及び第五十四号」を「第五十一条の二、第五十一条の三、第五十一条の五から第五十一条の七まで、第五十一条の九から第五十一条の十

三まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条及び第五十五条の二から第五十五条の十一まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第九条第一項及び第三十一条中「第二十七条」を「第五十一条の二及び第五十五条の四中「第五十五条」に、「第十四条中」を「第五十一条の七中」に改め、「病歴」と」の下に、「第五十五条の三中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第八十四条第二項第二号を次のように改める。

二 次条において準用する第五十一条の十三第二項、第五十二条の三、第五十五条の八第二項及び第五十五条の十第二項の記録

第八十五条中「第九条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十二條、第二十四条、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第五十四条」を「第五十一条の二から第五十一条の七まで、第五十一条の九から第五十一条の十三まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の二から第五十五条の五まで、第五十五条の七から第五十五条の十一まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第九条第一項及び第三十一条中「第二十七条」を「第五十一条の二及び第五十五条の四中「第五十五条」に、「第十四条中」を「第五十一条の七中」に改め、「病歴」と」の下に、「第五十五条の三中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第九十三条第二項中「第二十条第二項、第二十四条、第三十五条第二項及び第三十七条第二項」を「第五十一条の十三第二項、第五十二条の三、第五十五条の八第二項及び第五十五条の十第二項」に改める。

第九十四条中「第九条から第十四条まで、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十四条、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第五十四条」を「第五十一条の二から第五十一条の七まで、第五十一条の十、第五十一条の十二、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の二から第五十五条の五まで、第五十五条の七から第五十五条の十一まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第九条第一項及び第三十一条中「第二十七条」を「第五十一条の二及び第五十五条の四中「第五十五条」に、「第十四条中」を「第五十一条の七中」に、「第十九条中」を「第五十一条の十二中」に改め、「利用者」と」の下に、「第五十五条の三中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

第九十七条から第百十六条まで 削除

第八章第四節中第百二十条の前に次の二条を加える。

(利用料等の受領)

第百十九条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第百十九条の三 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行つているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

第百二十一条の次に次の三条を加える。

(勤務体制の確保等)

第百二十一条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第百二十一条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行つてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事象があると認められる

ときは、この限りでない。

(非常災害対策)

第二百一十一条の四 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の特性、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じて、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、定期的に従業員に周知しなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、施設防災計画に基づき、非常災害時における関係機関との連絡調整及び連携並びに利用者の避難誘導を円滑に行うための体制を整備し、定期的に、当該体制について従業員及び利用者周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

第二百二十三条第二項第二号を次のように改める。

一 次条において準用する第五十一条の十三第二項、第五十二条の二、第五十五条の八第二項及び第五十五条の十第二項の記録

第二百二十四条中「第九条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十條、第二十二條、第二十四條、第二十五条、第三十一条、第三十二条、第三十四条から第三十八條まで、第六十九條、第百一條及び第百三條から第百五條まで」を「第五十一条の二から第五十一条の七まで、第五十一条の九から第五十一条の十一まで、第五十一条の十二、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十五条の四、第五十五条の五、第五十五条の七から第五十五条の十一まで及び第六十九條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第九条第一項及び第三十一条中「第二十七條」を「第五十一条の二及び第五十五条の四中「第五十五条」に、「第十四條中」を「第五十一条の七中」に改め、「第百三條第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と」を削る。

第二百三十四條第二項中「第九条第二項及び第三項」を「第五十一条の二第二項及び第三項」に改める。

第二百四十條に次の一項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にか

かわらず、規則で定める利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第四百四十条の次に次の一条を加える。

(衛生管理等)

第四百四十条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四百四十二条第二項第二号を次のように改める。

一 第五百三十七条第二項並びに次条において準用する第五十一条の十三第二項、第五十二条の三、第五十五条の八第二項及び第五十五条の十第二項の記録

第四百四十三条中「第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十四条、第三十一条から第三十八条まで、第五十四条、第五百三条、第五百五条及び第五百六条」を「第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の四から第五十五条の十一、第五百二十一条の二及び第五百二十一条の四」に、「第三十一条中「第二十七条」を「第五十五条の四」中「第五十五条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第五百三条第三項中「介護予防通所介護従業者」を「第五百二十一条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第四百六十条中「第五百三十八条」の下に、「第四百四十条の二」を加え、「第五百三条」を「第五百十一条の二」に改める。

第四百六十六条（見出しを含む）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、「指定介護予防通所介護事業所」を削り、「をいう。」の下に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第四百七十条及び第四百七十一条（見出しを含む）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第四百七十二條中「第十条から第十四条まで、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十四条、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条」を「第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の四から第五十五条の七まで、第五十五条の八」に、「第三十六条から第三十八条まで、第五十四條、第五百三条、第五百五条、第五百六条」を「第五十五条の九から第五十五条の十一まで、第五百二

十一条の二、第二百一十一条の四」に、「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十二条中」を「第五十二条の二中」に、「第三十一条中「第二十七条」を「第五十五条の四中「第五十五条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第二百三条第三項中「介護予防通所介護従業者」を「第二百一十一条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改め、「前項」との下に、「第四十条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」とを加える。

第八十一条第二項第二号を次のように改める。

- 一 第七十八条第二項並びに次条において準用する第五十一条の十三第二項、第五十二条の三、第五十五条の八第二項及び第五十五条の十第二項の記録

第八十二条中「第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第三十一条、第三十二条、第三十四条から第三十八条まで、第五十四条、第二百三条、第二百五条」を「第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の四、第五十五条の五、第五十五条の七から第五十五条の十一まで、第二百一十一条の二、第二百一十一条の四」に、「第三十一条中「第二十七条」を「第五十五条の四中「第五十五条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第二百三条第三項中「介護予防通所介護従業者」を「第二百一十一条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第九十二条第二項中「第二百五条第一項」を「第二百五条」に改める。

第九十七条中「第二百三条」を「第二百一十一条の二」に改める。

第二百三条第一項中「第八条の二第十一項」を「第八条の二第九項」に改め、同条第三項を削る。

第二百七条第四項中「第九条第二項及び第三項」を「第五十一条の二第二項及び第三項」に改める。

第二百九条を次のように改める。

第二百九条 削除

第二百七条第二項中第二号を削り、同項第三号中「第二十四条、第三十五条第二項及び第三十七条第二項」を「第五十二条の三、第五十五条の八第二項及び第五十五条の十第二項」に改め、同号を同項第一号とする。

第二百八条中「第十二条、第十三条、第二十二条、第二十四条、第三十一条から第三十八条まで、第五十三条、第五十四条、第二百五条及び第百六条」を「第五十一条の五、第五十一条の六、第五十二条の二から第五十四条まで、第五十五条の四から第五十五条の十一まで、第二百一十一条の四及び第四十条の二」に、「第三十一条中「第二十七条」とあるのは「第二百一十三条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第五十二条中」を「第五十二条及び第五十五条の四中」に改め、「介護予防特定施設従業者」との下に、「同条中「第五十五条」と

あるのは「第二百十三條」とを加える。

第二百二十六條中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第二百三十一條第四項中「第九條第二項及び第三項」を「第五十一條の二第二項及び第三項」に改める。

第二百三十三條第二項中「受託介護予防サービス事業者は」の下に「、指定居宅サービス事業者（法第四十一條第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「いう。」の下に「又は法第百十五條の四十五の三第一項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）」を加え、同條第三項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護（基準条例第五條に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（基準条例第九十九條に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）」に改め、「指定介護予防通所介護」を削り、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の下に「並びに法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。）に係るサービス」を加え、同條第四項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス
- 二 指定通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス
- 三 指定介護予防訪問看護

第二百三十四條第二項第三号中「第二十四條、第三十五條第二項、第三十七條第二項」を「第五十二條の三、第五十五條の八第二項、第五十五條の十第二項」に改め、同項中第四号を削る。

第二百三十五條中「第十二條、第十三條、第二十二條、第二十四條、第三十一條から第三十八條まで、第五十三條、第五十四條、第百五條、第百六條」を「第五十一條の五、第五十一條の六、第五十二條の二から第五十四條まで、第五十五條の四から第五十五條の十一まで、第百二十一條の四、第百四十條の二」に、「第三十一條中「第二十七條」を「第五十三條中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十五條の四中「第五十五條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第三十三條中「指定介護予防訪問介護事業所」を「第五十五條の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改め、「第五十三條中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を削る。

第二百三十八條中「第八條の二第十二項」を「第八條の二第十項」に改める。

第二百四十四條の見出し中「確保」の下に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同條に次の一項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{けんざん}に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第二百四十八条第二項第二号を次のように改める。

一 第二百四十六条第四項並びに次条において準用する第五十一条の十三第二項、第五十二条の三、第五十五条の八第二項及び第五十五条の十第二項の記録

第二百四十九条中「第九条から第二十号まで、第二十二号、第二十四号、第三十二号から第三十八号まで、第五十四号並びに第百三条第一項及び第二項」を「第五十一条の二から第五十一条の十三まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四号、第五十五条の五から第五十五条の十一まで並びに第百二十一条の二第一項及び第二項」に、「第九条第一項中「第二十七号」を「第五十一条の二中「第五十五条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十一条」を「第五十一条の四」に、「第十五号第二項」を「第五十一条の八第二項」に、「第十九号」を「第五十一条の十二」に、「第二十号中」を「第五十一条の十三中」に、「第二十二号中」を「第五十二条の二中」に、「第百三条第二項」を「第百二十一条の二第二項」に改める。

第二百五十四条中「第九条から第十五号まで、第十七号から第二十号まで、第二十二号、第二十四号、第三十二号から第三十四号まで、第三十五号」を「第五十一条の二から第五十一条の八まで、第五十一条の十から第五十一条の十三まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四号、第五十五条の五から第五十五条の七まで、第五十五条の八」に、「第三十六号から第三十八号まで、第五十四号並びに第百三条第一項及び第二項」を「第五十五条の九から第五十五条の十一まで並びに第百二十一条の二第一項及び第二項」に、「第九条第一項中「第二十七号」を「第五十一条の二中「第五十五条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十一条」を「第五十一条の四」に、「第十五号第二項」を「第五十一条の八第二項」に、「第十九号」を「第五十一条の十二」に、「第二十号中」を「第五十一条の十三中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十二号中」を「第五十二条の二中」に、「第百三条第二項」を「第百二十一条の二第二項」に改める。

第二百五十五条中「第八条の二第十三項」を「第八条の二第十一項」に改める。

第二百六十二条第二項第二号を次のように改める。

一 第二百五十九号並びに次条において準用する第五十二条の三、第五十五条の八第二項及び第五十五条の十第二項の記録

第二百六十三条中「第九条から第十五号まで、第十七号から第十九号まで、第二十四号、第三十号、第三十二号から第三十八号まで、第五十四号、第百三条第一項及び第二項」を「第五十一条の二から第五十一条の八まで、第五十一条の十から第五十一条の十二まで、第五十二条の三、第五十四号、第五十五条の三、第五十五条の五から第五十五条の十一まで、第百二十一条の二第一項及び第二項」に、「第九条第一項中「第二十七号」を「第五十一条の二中「第五十五条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十一条」を「第五十一条の四」に、

「第十五条第二項」を「第五十一条の八第二項」に、「第十九条中」を「第五十一条の十二中」に、「第百二条第二項」を「第百二十一条の二第二項」に改める。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十六年石川県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条中第二十五号を第二十六号とし、第二十号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十九号中「医師の」を「医師等の」に改め、同号を同条第二十号とし、同条中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、同条第十五号中「第十一号」を「第十二号」に、「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十六号)第二十五条第一項に規定する訪問介護計画をいう。)等同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第十五条に次の一号を加える。

二十七 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の四十八第四項の規定により、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならないこと。

第三十一条第二項第一号中「第十五条第十二号」を「第十五条第十三号」に、同項第二号二中「第十五条第十三号」を「第十五条第十四号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。)附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定(整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「旧法」という。)第五十二条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

一 第一条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定居宅サービス基準等条例」という。）第六条第四項及び第五項、第八条第二項、第四十二条第四項並びに第四十五条第二項の規定

二 第二条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧介護予防サービス基準等条例」という。）第五条から第四十七条までの規定

3 前項第二号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス基準等条例第六条第四項及び第五項並びに第八条第二項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス基準等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第四項	指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十六号。以下「基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定訪問介護（基準条例第五条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第一号訪問事業
	指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護	指定介護予防訪問介護又は当該第一号訪問事業
第六条第五項	指定訪問介護事業者	前項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
	基準条例第六条第一項から第四項までに規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の
第八条第二項	指定訪問介護事業者	第六条第四項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
	基準条例第八条第一項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の

4 第二項第二号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス基準等条例第四十二条第四項及び第四十五条第二項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保

法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス基準等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十三 条第四項	基準該当訪問介護（基準条例第四十三 条第一項に規定する基準該当訪問介護 をいう。以下同じ。）の事業	法第百十五條の四十五第一項第一号イ に規定する第一号訪問事業（基準該当 介護予防訪問介護に相当するものとし て市町村が定めるものに限る。）
	同条第一項から第三項までに規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の
第四十五 条第二項	基準該当訪問介護の事業	第四十三條第四項に規定する第一号訪 問事業
	基準条例第四十五條第一項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の

（介護予防通所介護に関する経過措置）

5 旧法第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第五十四條第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

- 一 旧指定居宅サービス基準等条例第百條第二項及び第三項、第百二條第四項、第百三十二條第二項及び第三項並びに第百三十四條第四項の規定
- 二 旧介護予防サービス基準等条例第九條から第十五條まで（第百八條及び第百十六條において準用する場合に限る。）、第十六條（第百八條において準用する場合に限る。）、第十七條（第百八條及び第百十六條において準用する場合に限る。）、第十八條（第百八條及び第百十六條において準用する場合に限る。）、第二十條（第百八條及び第百十六條において準用する場合に限る。）、第二十二條（第百八條及び第百十六條において準用する場合に限る。）、第二十四條（第百八條及び第百十六條において準用する場合に限る。）、第二十五條（第百八條及び第百十六條において準用する場合に限る。）、第三十一條から第三十四條まで（第百八條及び第百十六條において準用する場合に限る。）、第三十五條第一項から第四項まで（第百八條及び第百十六條において準用する場合に限る。）、第三十五條第五項及び第六項（第百八條において準用する場合に限る。）、第三十六條から第三十八條まで（第百八條及び第百十六條において準用する場合に限る。）、第九十七條から第百十六條まで、第百六十六條、第百六十七條第二項、第百七十條第一項並びに第百七十一條の規定

6 前項第二号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス基準等条例第

九十八条第二項及び第三項並びに第百条第四項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス基準等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十八 条第三項	指定通所介護事業者（基準条例第百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）	法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定通所介護（基準条例第九十九条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第一号通所事業
	基準条例第百条第一項及び第二項に掲げる	市町村の定める当該第一号通所事業の
第百条第 四項	指定通所介護事業者	第九十八条第三項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第一号通所事業
	基準条例第百二条第一項から第三項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の

7 第五項第二号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス基準等条例第百十二条第二項及び第三項並びに第百十五条第四項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス基準等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二 条第三項	基準該当通所介護（基準条例第百二十二条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	同項及び同条第二項に規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の
第百十五 条第四項	基準該当通所介護の事業	第百十二条第三項に規定する第一号通所事業
	基準条例第百二十四条第一項から第三	市町村の定める当該第一号通所事業の

項までに規定する

- 8 整備法附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第二条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス基準等条例」という。）第二百三十三条第二項の適用については、同項中「指定事業者」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」とする。
- 9 新介護予防サービス基準等条例第二百三十三条第二項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合、同条第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。）」地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）」と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）」と、同条第四項第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第二号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

提案理由

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正により、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が市町村の実施する地域支援事業へ移行されること等に伴い、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について

議案第三十一号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第二項及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第二条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第二項及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第二条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十二日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第二項及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第二条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成二十七年石川県条例第 号）附則第二項及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第二条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）」に改める。

第四十二条第一項中「法第八条の二第二項」を「旧法第八条の二第二項」に改める。

第百条中第四項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所介護事業者に係る指定を行った知事に

届け出るものとする。

第百六条の次に次の一条を加える。

(事故発生時の対応)

第百六条の二 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、第百条第四項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第百七条第二項第二号中「次条」を「前条第二項並びに次条」に、「第三十五条第二項及び第三十七条第二項」を「及び第三十五条第一項」に改める。

第百八条中「第三十一条から第三十八条まで」を「第三十一条から第三十六条まで、第三十八条」に改める。

第百十六条中「第三十六条から第三十八条まで、」を「第三十六条、第三十八条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第五項第二号中「第三十六条から第三十八条まで」を「第三十六条(第百八条及び第百十六条において準用する場合に限る。)、第三十八条」に改める。

附則第六項及び同項の表中「第百条第四項」を「第百条第五項」に改める。

提案理由

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が市町村の実施する地域支援事業へ移行されることに伴い、経過措置期間において、介護予防通所介護事業所で実施される介護保険制度外の宿泊サービス

の届出制を規定する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三十一号
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例第二條の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例第二條の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第三十一号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第二項及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第二条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第三十二号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第一条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じ、」の下に「助言その他の」を加える。

第六十一条の二の見出しを「(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)」に改め、同条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。」の下に「)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。」を、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の下に「)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。」を、「通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項)の下に「又は第百七十一条第一項」を加え、「を基準該当児童発達支援事業所」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当児童発達支援事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業

議案第三十二号
指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第七十三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所は、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- 一 嘱託医
- 二 看護師
- 三 児童指導員又は保育士
- 四 機能訓練担当職員
- 五 児童発達支援管理責任者

第七十六条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。

第七十八条中「第三十七条まで、第三十九条から」を削り、「、第五十三条」を「及び第五十三条」に改め、「及び第七十条」及び「、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十条において準用する第七十条」と」を削り、「第七十条第六号」を「第三十八条第六号」に改め、「、第七十条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と」を削る。

第八十条の次に次の一条を加える。

(利用定員)

第八十条の二 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

第八十一条中「第三十七条まで、第三十九条から」、「第七十条」及び「第七十六条」を削る。

第九十条第二項中「第七十三条第三項」を「第七十三条第四項」に改める。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第九十七条の見出しを「（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）」に改め、同条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。」の下に「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（同令第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」を、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の下に「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（同令第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」を、「同令第六十三条第一項」の下に「又は第百七十一条第一項」を、「通いサービスをいう。以下」の下に「この条において」を加え、「同項」を「同令第六十三条第一項」に、「指定小規模多機能型居宅介護事

業所をいう。以下同じ。」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同令第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第百十一条の見出しを「（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）」に改める。

附則第二項を次のように改める。

（地域移行支援型ホームの特例）

2 基準省令附則第七条第一項の規定により、同項各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間、第百九十八条第一項（第二百一条の六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

附則第七項及び第八項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、障害児又は障害者に対してサービスを提供できる基準該当事業所に介護保険法に基づく指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が追加されること等に伴い、関係規定を整備する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

議案第三十二号

及び指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について

議案第三十三号

石川県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例について

石川県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例

(石川県看護師等修学資金貸与条例の一部改正)

第一条 石川県看護師等修学資金貸与条例(昭和四十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同項第三号中「学校又は同条第二号の規定により厚生労働大臣」を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づき大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)、同条第二号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第三号の規定により都道府県知事」に改め、同条第二項中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削り、同条第三項中「学校教育法に基づき大学(以下「大学」という。)」を「大学」に改める。

第四条第一項第三号中「第七条第二十二項」を「第八条第二十七項」に改め、同号中「第七条第五項」を「第八条第一項」に、「同条第八項」を「同条第四項」に改める。

(石川県理学療法士等修学資金貸与条例及び石川県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

- 一 石川県理学療法士等修学資金貸与条例(昭和四十九年石川県条例第二十四号)第二条
- 二 石川県介護福祉士等修学資金貸与条例(平成五年石川県条例第二十五号)第二条第一項第三号

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による保健師助産師看護師法等の一部改正等に伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三十三号 石川県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例について

議案第三十四号

石川県地域医療介護総合確保基金条例について

石川県地域医療介護総合確保基金条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県地域医療介護総合確保基金条例

(設置)

第一条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第四条第一項の規定により県が策定する計画に基づく事業に要する経費の財源に充てるため、石川県地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(第四条及び第五条において「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の経費の財源に充てる場合又はその属する現金を国庫に返納する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保に向けて県が策定する計画に基づく事業を行うため、石川県地域医療介護総合確保基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三十五号

石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について

石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

石川県食品衛生法施行条例（平成十二年石川県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

法第五十条第一項に規定する営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準は、危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いる場合にあつては別表第一、危害分析・重要管理点方式を用いないで衛生管理を行う場合にあつては別表第一の二のとおりとする。

別表第一第一号中ルをカとし、ヌをワとし、ワの前に次のように加える。

ラ 情報の提供

- (1) 製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（その症状が、製造し、加工し、又は輸入した食品等に起因し、又はその疑いがあると医師により診断されたものをいう。）及び法に違反する食品等に関する情報を把握したときは、速やかに、当該施設の所在する地域を管轄する保健所へ報告すること。
- (2) 消費者等から、製造、加工又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であつて、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けたときは、速やかに、当該施設の所在地を管轄する保健所へ報告すること。

別表第一第一号中リを削り、チをルとし、トをヌとし、ヘを削り、ホの次に次のように加える。

ヘ 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する場合は、法第四十八条に規定する食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

ト 製品説明書及び製造工程一覽図の作成

- (1) 製品について、原材料等の組成、物理的及び化学的性質（水分活性、水素イオン濃度等をいう）、殺菌・静菌処理（加熱処理、凍結、加塩、くん煙等をいう）、包装、保存性、保管条件並びに流通方法等の安全性に関する必要な事項を記載した製品説明書を作成する

こと。

- (2) 製品説明書には、想定する使用方法及び消費者層等を記述すること。
- (3) 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。
- (4) (3)の製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置と照合して適切か否かを確認し、適切でない場合には、製造工程一覧図を修正すること。

す 食品等の取扱いに当たっては、次の方法により、食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

- (1) 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質の一覧表（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び(1)の製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。
- (2) (1)で特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。
- (3) 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めることとし、重要管理点を定めない場合においては、その理由を記載した文書を作成すること。
- (4) 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮すること。
- (5) 重要管理点の設定に当たっては、定めようとする重要管理点における管理措置により、危害の原因となる物質を十分に管理することができない場合は、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置が設定できるよう、製品又は製造工程を見直すこと。
- (6) 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。
- (7) (6)の管理基準は、危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断する基準であり、温度、時間、水分含量、水素イオン濃度、水分活性、有効塩素等のほか、測定することができる指標又は外観、食感その他の官能的指標であること。
- (8) 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷の防止をするためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施すること。
- (9) モニタリングの方法に関する全ての記録は、モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。
- (10) モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められた

ときに講ずべき措置（管理基準を遵守しないことにより影響を受けた製品の適切な処理を含む。以下「改善措置」という。）を重要管理点において設定し、適切に実施すること。

- (11) 製品の危害分析・重要管理点方式につき、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

リ 記録の作成及び保存

- (1) ナ(1)及び(2)の危害分析、ナ(3)、(4)及び(5)の重要管理点の決定並びにナ(6)及び(7)の管理基準の決定について記録を作成し、保存すること。
- (2) ナ(8)及び(9)のモニタリング、ナ(10)の改善措置並びにナ(11)の検証について記録を作成し、保存すること。

別表第一第四号ハ中「一イ(2)、ホ(1)、ナ(1)及びリ」を「第一号イ(2)、ホ(1)、ナ、ル(1)及びワ」に改める。

別表第一の次に次の表を加える。

別表第一の二（第二条関係）

一 食品取扱施設等における衛生管理

イ 一般事項

別表第一第一号イによること。

ロ 施設の衛生管理

別表第一第一号ロによること。

ハ 食品取扱設備等の衛生管理

別表第一第一号ハによること。

ニ ねずみ及び昆虫対策

別表第一第一号ニによること。

ホ 廃棄物及び排水の取扱い

別表第一第一号ホによること。

ヘ 食品等の取扱い

- (1) 食品等の仕入れに当たっては、品質、鮮度、表示等について点検し、かつ、その状況を仕入れ数量、仕入れ年月日等とともに記録し、これを保存するよう努めること。
- (2) 原材料として使用する食品は、必要に応じて前処理を行ったのち製造、加工又は調理に供すること。
- (3) 冷蔵設備内では、相互汚染が生じないように区画して保存すること。
- (4) 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。
- (5) 食品等を製造し、加工し、調理し、貯蔵し、又は販売する過程においては、時間及び温度の管理に十分配慮し、衛生的に取り扱うこと。
- (6) 食品間の相互汚染を防止するため、次の点に配慮すること。

- (一) 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。
- (二) 製造、加工又は調理を行う区画へは、当該区画で作業を行う従事者以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、当該従事者以外の者の立ち入りによる食品等の汚染のおそれがない場合は、この限りでない。
- (三) 食肉等の未加熱食品を取り扱った設備、機械、器具類等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。
- (7) 原材料は、使用期限等に応じて適切な順序で使用されるよう配慮して保管すること。
- (8) 容器包装は、製品を汚染や損傷から保護することができ、適切な表示が行えるものを使用すること。
- (9) 再使用が可能な器具及び容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものを用いること。
- (10) 原材料及び製品への異物の混入を防止するための措置を講ずること。
- (11) 規格基準の定められている食品等を製造し、又は加工した場合は、その製品について定期的に検査を行い、その記録を一年間保存すること。
- (12) 営業車に積載する食品は、原則として仕込み場所において、あらかじめ調理加工等をしたものとする。
- (13) 営業車内における食品の取扱いは、小分け、盛り付け、加熱処理等簡単な調理加工と包装を行うことに限ること。

ト 使用する水等の管理

別表第一第一号スによること。

チ 回収

別表第一第一号ルによること。

リ 情報の提供

別表第一第一号ヲによること。

ヌ 営業者は、施設及び食品等の取扱い等に係る管理運営に関する票領を作成し、従事者に周知徹底させること。

ル 飲食店営業のうち、旅館、弁当屋、仕出し屋その他これらに類する業態において、一回五十人食以上又は一日百五十人食以上調理した場合は、検食を食事提供後七十二時間以上保存すること。

二 食品衛生責任者

別表第一第一号によること。

三 食品取扱施設等における従事者等の衛生管理

別表第一第三号によること。

四 食品取扱施設等における従事者等に対する教育訓練

イ 営業者は、従事者を保健所長が指示する衛生に関する講習会等に参加させること。

ロ 営業者並びに食品衛生管理者及び食品衛生責任者は、従事者由来の食中毒病因微生物による食品の汚染が防止されるよう、及び製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう、従事者の衛生教育に努めること。

ハ ロの衛生教育には、別表第一第一号イ(2)、ホ(1)、ル(1)及びワ並びに別表第一の二第一号く(5)に関する事項を含むものとする。

ニ 営業者は、化学物質等を取り扱う者に対して、その安全な取扱いについての教育訓練を必要に応じて実施すること。

五 運搬に係る衛生管理

別表第一第五号によること。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

食品等に関する健康被害の拡大防止対策を速やかに講ずるため、食品等事業者の保健所に対する報告事項に、消費者から提供された食品衛生上問題となる苦情を追加するとともに、新たに危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準を規定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三十五号 石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について

議案第三十六号

石川県食の安全・安心推進条例について

石川県食の安全・安心推進条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県食の安全・安心推進条例

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 基本的施策（第七条―第十四条）

第三章 石川県食品安全安心対策懇話会（第十五条―第十八条）

第四章 雑則（第十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び事業者等の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民等が健康で安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、「食の安全・安心の確保」とは、食品等の安全性及び信頼性を確保することをいう。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 食品 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二条に規定する食品をいう。

二 食品等 食品安全基本法第八条第一項に規定する食品、添加物、器具及び容器包装をいう。

三 事業者 食品等の製造、輸入、加工、販売その他の事業を行う者（当該者の組織する団体を含む。）をいう。

四 生産者 農林水産物の生産（採取を含む。以下同じ。）の事業を行う者（当該者の組織する団体を含む。）をいう。

五 県民等 県民及び観光その他の目的で県内に滞在する者をいう。

(基本理念)

第三条 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民等の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることにより、食品を摂取することによる県民等の健康への悪影響が未然に防止されるように行われなければならない。

3 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が農林水産物の生産から食品等の消費に至る一連の行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

4 食の安全・安心の確保は、県、事業者及び生産者（以下この章及び次章において「事業者等」という。）並びに県民がそれぞれの責務又は役割を果たすことにより、行われなければならない。

5 食の安全・安心の確保は、県、事業者等及び県民等がそれぞれ相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者等の責務)

第五条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食品等の安全性及び信頼性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、農林水産物の生産から食品等の販売に至る一連の行程の各段階において必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

2 事業者等は、その取り扱う食品等に起因して人の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、被害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報を提供するよう努めるものとする。

4 事業者等は、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関し知識と理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策及び事業者等が行う食の安全・安心の確保に関する取組について意見を表明するよう努めることにより、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

2 県民は、自らの食品等の取扱いが人の健康に影響を及ぼすことがあることを認識し、その取扱いを適切に行うよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(監視、指導等)

第七条 県は、食の安全・安心の確保のため、農林水産物の生産から食品等の販売に至る一連の行程の各段階において、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）その他関係法令（次項において「食品衛生関係法令」という。）に基づく監視、指導及び検査を適正に行うものとする。

2 県は、県内に流通し、又は流通するおそれがある輸入された食品等について、食品衛生関係法令の違反に係る情報を収集するとともに、前項に規定する監視、指導及び検査を通じて安全性の確保に特に配慮するものとする。

（危機管理体制の整備等）

第八条 県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生じることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

（食品等の適正な表示の推進）

第九条 県は、食品等の表示に対する消費者の信頼を確保するため、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）その他関係法令の規定による食品等の表示が適正に行われるよう、監視及び指導を行うとともに、食品等の表示の制度に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究の推進等）

第十条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供等）

第十一条 県は、食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理及び分析を行うとともに、事業者等、県民等その他の関係者（以下この章において「関係者」という。）に対し、必要な情報を提供するものとする。

2 県は、関係者が保有する食の安全・安心の確保に関する情報について、関係者による提供が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報及び意見の交換の促進）

第十二条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策について、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（事業者等の自主的な取組の強化等）

第十三条 事業者は、法令等の遵守により食品等の安全性及び信頼性を確保することはもとより、その安全性及び信頼性をより向上させるため、自らが行う食品等の製造、加工、調理又は販売の各工程において、必要な措置を講ずる等、自主的な管理水準の向上に努めなければならない。

2 生産者は、法令等の遵守により農林水産物の安全性及び信頼性を確保することはもとより、その安全性及び信頼性をより向上させるため、自らが行う農林水産物の生産工程において、必要な措置を講ずる等、自主的な管理水準の向上に努めなければならない。

3 県は、事業者等が行う前二項の取組を促進するため、助言その他必要な支援を行うものとする。

(連携等)

第十四条 県は、食の安全・安心の確保に関し、国及び他の地方公共団体との情報共有、意見交換及び連携に努めるものとする。

2 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を推進するに当たっては、関係者との連携に努めるものとする。

第三章 石川県食品安全安心対策懇話会

(設置)

第十五条 県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について、幅広く県民の意見を聴取するため、石川県食品安全安心対策懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(組織等)

第十六条 懇話会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

一 消費者

二 事業者

三 生産者

四 学識経験を有する者

五 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

3 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(座長等)

第十七条 懇話会に、座長及び副座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、懇話会を招集し、主宰する。

3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(その他)

第十八条 前二条に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第四章 雑則

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(懇話会に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する石川県食品安全安心対策懇話会（以下「旧懇話会」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、第十五条の規定により置かれた懇話会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧懇話会の委員である者は、施行日に、第十六条第二項の規定により懇話会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、施行日における旧懇話会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

提案理由

食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民等が健康で安全に安心して暮らすことができる社会を実現するため、食の安全・安心の確保に関する基本理念を定め、県及び事業者等の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三十六号 石川県食の安全・安心推進条例について

議案第三十七号

石川県立保育専門学園条例の一部を改正する条例について

石川県立保育専門学園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県立保育専門学園条例の一部を改正する条例

石川県立保育専門学園条例（昭和三十九年石川県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。
第四条の見出しを「（授業料等の額）」に改め、同条中第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 任意開設教科目の受講料の額は、一教科目につき二万円とする。

第五条の見出しを「（授業料等の徴収方法）」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条第二項の受講料は、受講を許可する際に徴収する。

第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

（利用者負担額）

第十条 知事は、保育所を利用する児童の保護者から、利用者負担額を徴収することができる。

2 前項の利用者負担額は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第二号の規定により市町村が定める額とする。

（利用者負担額の減免）

第十一条 知事は、特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減免することができる。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

保育専門学園が新たに開講する幼稚園教諭が保育士資格を取得するための特例講座の受講料を定めるとともに、児童福祉法の一部改正に伴い、保育専門学園附属保育所の利用者負担額を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三十七号 石川県立保育専門学園条例の一部を改正する条例について

議案第三十八号

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例について

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例

いしかわ子ども総合条例（平成十九年石川県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十一条の二」に、

「第三章 若者の自立に向けた支援（第六十条―第六十八条）

第四章 子育て支援

「第三章 若者の自立に向けた支援（第六十条―第六十八条）

第三章の二 若者の結婚に向けた支援（第六十八条の二―第六十八条の五）に改める。

第四章 子育て支援

第一条中「大人となり」の下に「、希望する結婚をし」を、「ともに」の下に「、結婚から妊娠、
出産、子育てに至るまでの一貫した支援」を、「向けた支援」の下に「、若者の結婚に向けた支援」
を加える。

第一章第三節中第十二条の前に次の一条を加える。

（結婚から妊娠、出産、子育てに至るまでの一貫した支援）

第十一条の二 県は、家庭、学校、事業主、行政機関等と連携し、若者が希望する結婚をし、安心
して子どもを生み、育てることができるよう、結婚から妊娠、出産、子育てに至るまでの一貫し
た支援に努めるものとする。

第十四条の次に次の一条を加える。

（若者の結婚に向けた支援）

第十四条の二 県は、結婚を希望する若者が、自らの希望を実現することができるよう、必要な施
策の推進に努めるものとする。

第十八条第一項中「規定する児童虐待」の下に「、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第三十二条の十に規定する被措置児童等虐待又は障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援
等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第七項に規定する障害者福祉施設従事者等
による障害者虐待であつて子どもに対するもの」を加える。

第二十三条中「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害及び難病」を「障害

者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害及び同条第二号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活若しくは社会生活に相当な制限を受ける状態にあること又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第一条に規定する難病若しくは児童福祉法第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病にかかっていること」に改める。

第二十五条の見出しを「（妊娠、出産、不妊等に関する情報提供等）」に改め、同条中第二項を第三項とし、第二十五条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

県は、若者が安心して子どもを産み、育てることができるよう、妊娠、出産等に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（在宅育児支援調整員）

第二十六条の二 市町長は、子ども及びその保護者の身近な場所において、次に掲げる事務を担当させるため、在宅育児支援調整員を置くことができる。

一 子育て支援について、子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び関係機関との連絡調整等を行うこと。

二 乳幼児登園に対し、次条に規定する乳幼児発達支援計画の作成に関する助言及び指導を行うこと。

三 次条に規定する乳幼児発達支援計画の内容の充実を図るため、第二十八条に規定する在宅育児支援専門員、保健師その他関係者との連絡及び調整を行うこと。

四 前各号に掲げるもののほか、必要な支援を行うこと。

第二十七条第二項第一号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同項第二号中「第六条第二項」を「第二条第六項」に改める。

第六十七条中「大学及び」を削る。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 若者の結婚に向けた支援

（結婚支援体制の整備等）

第六十八条の二 県は、市町等と連携し、若者の結婚に向けた支援を推進する体制の整備に努めるものとする。

2 県は、県及び市町等の間における結婚支援に関する情報を共有し、結婚を希望する若者が必要な支援を受けることができるよう努めるものとする。

（相談体制の整備等）

第六十八条の三 県は、市町等と連携し、結婚を希望する若者の出会い、結婚等に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

（出会いの機会の提供等）

第六十八条の四 県は、市町等と連携し、結婚を希望する若者に対し、出会いの機会の提供及び出

会場の場等の情報提供に努めるものとする。

(結婚等を考える機会の提供)

第六十八条の五 県は、若者が結婚に希望を持つことができるよう、結婚、子育て等の意義を考
える機会の提供に努めるものとする。

第七十三条第一項中「策定しなければならない」を「策定し、公表しなければならない」に改め、
同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第十五条の三に規定する特例認定一般事業主を除く。

第七十三条第三項を削る。

第八十四条第五項中「第八条第二項」を「第八条第一項」に、「都道府県児童福祉審議会」を「審
議会その他の合議制の機関」に改める。

第八十五条中「二十人」を「二十五人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条の次に一条を加える改正規定、第二十
七条第二項第二号及び第七十三条の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

人口減少問題への対応や子ども・子育て支援新制度の施行等に伴い、少子化対策をより充実強化
するため、結婚支援に関する規定を設ける等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由で
ある。

議案第二十八号 いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例について

議案第三十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(石川県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 石川県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年石川県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表二十四の二の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同項イ中「による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」を「の管理(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止に限る。)」に改める。

(石川県手数料条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

一 石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)別表八十三の五の項

二 石川県住民基本台帳法施行条例(平成十四年石川県条例第三十五号)別表第一第九号

(石川県税条例の一部改正)

第三条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第百九十条第二項第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附則第十八条第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の下に「(平成十四年法律第八十八号)」を加える。

(鳥獣保護区等に設置する標識に関する条例の一部改正)

第四条 鳥獣保護区等に設置する標識に関する条例(平成二十四年石川県条例第六十四号)の一部

を次のように改正する。

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

提案理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第40号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

平成27年2月23日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 工事の名称 いしかわ動物園トキふれあいセンター (仮称) 建設工事 (建築)

2 契約金額 723,600,000円

3 契約の相手方

中東・船山建設・松浦建設特定建設工事共同企業体

代表者 能美市岩内町ヤ1番地9

株式会社 中東

代表取締役 小坂 勇 治

構成員 能美市大成町一丁目53番地1

船山建設株式会社

代表取締役 船山 修

構成員 能美市湯谷町二48番地1

松浦建設株式会社

代表取締役 松浦 弥

議案第四十号 請負契約の締結について（いしかわ動物園トキふれあいセンター（仮称）建設工事（建築））

議案第四十一号

ふるさと石川の地場産業を担い地域経済を支える中小企業の振興に関する条例について

ふるさと石川の地場産業を担い地域経済を支える中小企業の振興に関する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

ふるさと石川の地場産業を担い地域経済を支える中小企業の振興に関する条例

本県の中小企業は、小規模企業がその大半を占め、多くの雇用の機会を創出し、地場産業を支え本県の経済の基盤をなすとともに、地域社会の担い手として、県民生活の向上に大きく寄与するなど重要な役割を果たしてきた。

本県の地場産業の特徴は、機械、繊維、食品及び情報通信産業に代表される高い技術力を有するものづくり産業の集積をはじめ、藩政期からの長い歴史と伝統に培われた伝統的工芸品産業や新鮮な山や海の幸、湯量豊富な温泉及び豊かな自然に育まれた観光産業の集積であり、それを支えてきたのは中小企業である。また、県内の各地域における県民生活を支えるとともに商業の基盤をなすのも中小企業である。

しかしながら、経済活動の国際化及び情報化の進展による企業間の競争の激化、消費者の需要の多様化、人口減少及び少子高齢社会の到来による国内市場の縮小などにより、本県の中小企業は厳しい経営環境に直面しており、とりわけ規模が小さく経営基盤の弱い小規模企業は特に厳しい状況にある。

このような中、本県では、これまで数次にわたり産業の振興に関する指針を策定し、これを踏まえて中小企業の振興施策を講じてきたところであるが、北陸新幹線が金沢まで開業するという千載一遇の好機を^い活かし、本県の経済の健全な発展及び県民生活の更なる向上を図るため、私たちは、今、改めて中小企業の果たす役割と重要性について認識を共有し、中小企業者の成長に向けた意欲的で創造的な取組及び小規模企業者の事業の持続的な発展に向けた取組について県を挙げて支援していく必要がある。

ここに、小規模企業を含めた中小企業の振興について、基本理念を明らかにするとともに、その方向性を示し、必要な施策を総合的に推進していく^{より}拠り所とするため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、小規模企業を含めた中小企業の振興について、基本理念を定め、及び県の責

務や中小企業の事業活動と関係がある者の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する基本的な施策の方向性を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県の経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- 二 小規模企業者 中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であつて、県内に事務所等を有するものをいう。
- 三 中小企業支援団体 商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会その他の中小企業に対する支援を行う団体であつて、県内に事務所等を有するものをいう。
- 四 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者であつて、県内に本店、支店その他の営業所を有するものをいう。
- 五 大企業者 中小企業者以外の会社であつて、県内に事務所等を有するもの（金融機関を除く。）をいう。
- 六 大学等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関であつて、県内に事務所等を有するものをいう。
- 七 労働団体 労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体であつて、県内に事務所等を有するものをいう。

(基本理念)

第三条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 中小企業者の成長及び持続的な発展に向けた経営の改善及び向上を図るための創意工夫及び自主的な取組が促進されること。
- 二 県、市町、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関、大企業者、大学等、労働団体、県民その他中小企業の事業活動と関係がある者が相互に連携し、及び協力して推進されること。
- 三 ものづくり産業（製造業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業活動を行う業種に係る産業をいう。）、伝統的工芸品産業及び観光産業の集積その他の本県の地場産業の強みを活かすとともに、多様な地域資源（農林水産物、天然資源、観光資源、技術、人材その他の中小企業の事業活動に活用することができる地域における有用な資源をいう。以下同じ。）の積極的な活用が図られること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県が策定する産

業の振興に関する指針を踏まえ、中小企業の振興に関する総合的な施策を積極的に講ずる責務を有する。

- 2 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、主導的な役割を果たし、市町、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関、大企業者、大学等、労働団体、県民その他中小企業の事業活動と関係がある者と連携し、及び協力して取り組むものとする。
- 3 県は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行及び品質の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

(基本的な施策の方向性)

第五条 県は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本的な方向性に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業者の技術開発並びに新たな商品及び役務の提供の促進を図ること。
- 二 中小企業者の販路開拓の促進を図ること。
- 三 中小企業者の国際的視点に立つた事業展開の促進を図ること。
- 四 中小企業者の創業及び新たな事業分野への進出の促進を図ること。
- 五 多様な地域資源の活用その他の本県の特性を活かした中小企業者の事業活動の促進を図ること。
- 六 中小企業者の事業活動の振興に資する企業立地の促進を図ること。
- 七 経営革新、事業承継、資金供給の円滑化その他の中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
- 八 中小企業者の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- 九 産学官の連携(県、市町、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関、大企業者、大学等その他中小企業の事業活動と関係がある者が相互に連携を図りながら協力することをいう)、異業種を含めた企業間の連携及び事業の共同化並びに知的財産の活用等の促進を図ること。
- 十 中小企業支援団体の活動、その活動を担う人材の育成及び確保への支援その他中小企業者がその事業活動への総合的な支援を受けることができる体制の整備を図ること。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興のために必要な施策を推進すること。

(小規模企業の重要性を踏まえた措置)

第六条 県は、前条各号に掲げる施策を講ずるに当たっては、小規模企業が本県の中小企業の大半を占め、地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じて自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることを踏まえ、小規模企業者の事業の持続的な発展を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第七条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済社会情勢の変化に対応してその事業の成長及び持続的な発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、基本理念にのっとり、地域における雇用機会の創出並びに労働環境の整備及び

労働者の福祉の向上に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

(中小企業支援団体等の役割)

第八条 中小企業支援団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業者が成長及び持続的な発展に向けた経営の改善及び向上を図るために行う取組に対して積極的な支援を行うとともに、県が講ずる中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要に対する適切な対応並びに経営の改善及び向上に協力するよう努めるものとする。

3 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における中小企業の重要性について理解を深めるとともに、中小企業との連携及び協力に努めるものとする。

4 大学等は、基本理念にのっとり、産業の振興に資する人材の育成に努めるとともに、中小企業者との共同研究、中小企業者の技術の向上その他必要な協力を努めるものとする。

5 労働団体は、基本理念にのっとり、中小企業者が行う地域における雇用機会の創出並びに労働環境の整備及び労働者の福祉の向上に協力するよう努めるものとする。

(県民の理解及び協力)

第九条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、経済の健全な発展、雇用機会の創出及び県民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、県産品の利活用等を通じて、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(市町に対する協力)

第十条 県は、市町が中小企業の振興に関する施策を講じようとするときは、情報の提供、助言その他必要な協力をを行うものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

中小企業振興施策を総合的に推進し、本県経済の健全な発展及び県民生活の向上を図るため、小規模企業を含めた中小企業振興に関する基本理念を定め、県の責務及び中小企業の事業活動と関係がある者の役割等を明らかにするとともに、基本的な施策の方向性を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四十二号

石川県産業展示館条例の一部を改正する条例について

石川県産業展示館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県産業展示館条例の一部を改正する条例

石川県産業展示館条例（昭和四十七年石川県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「知事（見本市、展示会、物品販売その他の産業の振興を目的として使用しようとする者にあつては、指定管理者。次項及び第十五条において同じ。）」を「指定管理者」に改め、同条第二項中「知事」を「指定管理者」に改める。

第十五条中「知事」を「指定管理者」に改める。

別表第二項中「第九条第一項の規定による知事の許可に係る」を「見本市、展示会、物品販売その他の産業の振興を目的としない」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

県民の利便性の向上を図るため、県と指定管理者で分かれている産業展示館の使用許可の申請窓口を指定管理者に一本化する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四十二号 石川県産業展示館条例の一部を改正する条例について

議案第四十三号

石川県卸売市場条例の一部を改正する条例について

石川県卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県卸売市場条例の一部を改正する条例

石川県卸売市場条例（昭和四十六年石川県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

〔第五章 卸売市場審議会（第三十三条―第三十八条）

目次中 第六章 雑則（第三十九条―第四十一条） を

第七章 罰則（第四十二条―第四十四条） 〕

〔第五章 雑則（第三十三条―第三十五条）
第六章 罰則（第三十六条―第三十八条）〕 に改める。

第五章を削る。

第六章中第三十九条を第三十三条とし、第四十条を第三十四条とし、第四十一条を第三十五条とし、同章を第五章とする。

第七章中第四十二条を第三十六条とし、第四十三条を第三十七条とし、第四十四条を第三十八条とし、同章を第六章とする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

行政組織の簡素合理化を図るため、石川県卸売市場審議会を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四十三号 石川県卸売市場条例の一部を改正する条例について

議案第四十四号

石川県国営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

石川県国営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県国営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

石川県国営土地改良事業分担金徴収条例（平成二十五年石川県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

国営河北潟土地改良事業	百分の三十一	十七年（据置期間二年を含む。）	年五パーセント
-------------	--------	-----------------	---------

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

国営河北潟土地改良事業の新規着手に伴い、当該事業に係る分担金の徴収に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四十四号 石川県国営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第45号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

平成27年2月23日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 工事の名称 広域営農団地農道整備事業 能登外浦4期地区 椎木・北浦工区 トンネル工事

2 契約金額 2,675,160,000円

3 契約の相手方

安藤ハザマ・宮下・石田特定建設工事共同企業体

代表者 東京都港区赤坂六丁目1番20号

株式会社 安藤・間

代表取締役社長 野村俊明

上記代理人 金沢市諸江町27番9号

株式会社 安藤・間金沢営業所

所長 西村仁志

構成員 輪島市門前町走出3の50番地

宮下建設株式会社

代表取締役 越渡伸廣

構成員 羽咋郡志賀町栢木1の25番地の1

議案第四十五号

請負契約の締結について
(広域営農団地農道整備事業

能登外浦四期地区

椎木・北浦工区

トンネル工事)

政 光 口 社
代表取締役

石田工業株式会社

議案第四十六号

石川県海洋漁業科学館条例の一部を改正する条例について

石川県海洋漁業科学館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県海洋漁業科学館条例の一部を改正する条例

石川県海洋漁業科学館条例（平成六年石川県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを削り、第五条を第二条とし、第六条を第三条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

海洋漁業科学館の利用者の利便性向上のため、入場料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四十六号 石川県海洋漁業科学館条例の一部を改正する条例について

議案第47号

委託契約の締結について

委託契約を次のとおり締結する。

平成27年2月23日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 委託事業の名称 南加賀道路（粟津ルート）道路改良事業に伴う北陸本線動橋・粟津間矢田野こ線橋新設工事

2 契約金額 585,580,000円

3 契約の相手方

金沢市広岡三丁目3番77号 JR金沢駅西第一NKビル

西日本旅客鉄道株式会社

執行役員金沢支社長 野 中 雅 志

議案第四十七号 委託契約の締結について（南加賀道路（粟津ルート）道路改良事業に伴う北陸本線動橋・粟津間矢田野こ線橋新設工事）

議案第48号

損害賠償額の決定について

平成26年12月15日発生の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

平成27年2月23日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 相手方 金沢市高岡町9番29号 有限会社 ヨネガラス 代表取締役 米 林 禎 行

2 賠償額 278,057円

3 賠償責任発生の事実

平成26年12月15日午前9時50分頃、一般県道木滑釜滑水線中、白山市木滑地内において、米林禎行の運転する有限会社ヨネガラス所有の軽自動車
が対山橋を通行中、当該橋の梁から落雪し、同車に損害を与えたもの

議案第四十八号 損害賠償額の決定について

議案第四十九号

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例について

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例

石川県警察職員定数条例（昭和二十九年石川県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「八十八人」を「八十九人」に、「五百四十三人」を「五百四十六人」に、「五百六十一人」を「五百六十四人」に、「五百七十九人」を「五百八十一人」に、「二千三百三十人」を「二千三百三十九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

県民の安全を守る警察体制の強化及び組織体制の見直しに対応するため、警察職員の定数を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四十九号 石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第五十号

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例について

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例

石川県警察の警察署設置条例（昭和二十九年石川県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表付表一中「田上本町、田上新町」を「田上本町、田上本町一丁目、田上本町二丁目、田上本町三丁目、田上本町四丁目、田上の里一丁目、田上の里二丁目、田上さくら一丁目、田上さくら二丁目、田上さくら三丁目、田上新町、朝霧台一丁目、朝霧台二丁目」に改める。

別表付表三中「桜田町三丁目」の下に「戸板一丁目、戸板二丁目、戸板三丁目、戸板四丁目、戸板五丁目、戸板西一丁目、戸板西二丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

金沢市における町名の変更に伴い、関係規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第五十号 石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例について

議案第五十一号

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十二日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

石川県警察関係手数料条例（平成十二年石川県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表七の項10イ(3)中「四千六百元」を「四千四百円」に、「七千七百元」を「七千四百円」に改め、同項10ロ(1)中「千八百元」を「千七百五十円」に改め、同項10ロ(2)中「千九百元」を「千八百五十円」に改め、同項10ロ(3)中「三千五十円」を「三千円」に改め、同項10ハ(3)中「三千五十円」を「二千九百五十円」に、「四千六百元」を「四千五百円」に改め、同項10ニ(1)中「千九百元」を「千八百五十円」に改め、同項10ホ(3)中「四千六百元」を「四千五百五十円」に改め、同項10ヘ(3)中「三千円」を「二千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千四百円」に改め、同項10イ中「三千八百五十円」を「三千六百五十円」に、「六千九百五十円」を「六千六百五十円」に改め、同項11ロ中「四千五十円」を「三千八百五十円」に、「四千九百元」を「四千七百五十円」に改め、同項12イ中「二千八百元」を「二千八百五十円」に改め、同項12ロ中「千七百元」を「千七百五十円」に、「三千二百五十円」を「三千三百円」に改め、同項12ハ中「千円」を「千五十円」に改め、同項14イ中「三千六百元」を「三千五百円」に改め、同項18中「千五百五十円」を「千四百五十円」に、「三千円」を「三千円」に改め、同項19中「千二百円」を「千円」に改め、同項20イ中「二万三千五百円」を「二万三千四百五十円」に改め、同項20ニ中「二万八千八百五十円」を「二万七千七百円」に改め、同項21中「千二百円」を「千円」に改め、同項22イ中「一万五千円」を「一万四千九百五十円」に改め、同項22ハ中「九千四百五十円」を「九千四百円」に改め、同項22ニ中「一万二千八百五十円」を「一万二千七百五十円」に改め、同項26イ中「七百元」を「七百五十円」に改め、同項26ロ中「二千四百五十円」を「二千三百五十円」に改め、同項26ハ中「二千二百円」を「二千円」に改め、同項26ニ(1)中「四千七百元」を「四千六百五十円」に改め、同項26ホ(1)中「四千五百五十円」を「四千円」に改め、同項26ホ(2)中「四十五円」を「四十円」に改め、同項26ト中「三千五百五十円」を「三千円」に改め、同項26チ中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同項26ス(1)中「二千円」を「二千五十円」に改め、同項26ス(2)中「二千七百五十円」を「二千七百円」に改め、同項26ス(3)中「二千六百元」を「二千五百五十円」に改め、同項26ス(4)中「二千四百五十円」を「二千四百円」に改め、同項26ル(1)中「六百元」を「五百円」に改め、同項26ル(2)中

「九百五十円」を「八百円」に改め、同項26ル(3)中「千五百円(運転免許に係る講習に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第四号))」を「千三百五十円(運転免許に係る講習等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第四号。以下この項において「規則」という。))」に、「九百五十円」を「八百円」に改め、同項26ヲ(1)中「五千八百円」を「五千六百円」に、「五千三百五十円」を「五千二百円」に改め、同項26ヲ(2)中「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同項26ワ中「一万三千三百五十円」を「一万三千二百円」に、「九千二百円」を「九千五十円」に改め、同項26カ(1)を次のように改める。

(1) 規則第二条第一項第三号による基準に適合する講習 千三百五十円

別表七の項26カ(2)中「の確認及びその結果に基づき指導を受けようとする者に対して行う講習であつて、規則で定めるもの」を「について確認を受けるための講習」に改め、同項26カ(3)中「であつて、規則で定めるもの」を削り、同項26カを同項26ヨとし、同項26ワの次に次のように加える。

カ 法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習 講習一時間につき 千九百円

別表七の項28中「八百五十円」を「九百円」に改める。

別表付表一の一の項1中「四百五十円」を「四千元」に改め、同項2中「三千七百五十円」を「三千六百元」に改め、同項4中「四千四百五十円」を「四千二百五十円」に改め、同表一の項1中「七千元」を「六千七百元」に改め、同項2中「六千四百円」を「六千五百円」に改め、同項3中「二千二百円」を「二千三百円」に改め、同項4中「七千八百円」を「七千四百円」に改め、同表二の項1中「二千五百円」を「二千四百五十円」に改め、同項2中「千八百五十円」を「千九百五十円」に改め、同項3中「二千五百円」を「千九百五十円」に改め、同表四の項1中「二千五百円」を「二千四百五十円」に改め、同項2中「千八百五十円」を「千九百五十円」に改め、同項3中「二千五百円」を「千九百五十円」に改め、同表五の項1中「二千二百五十円」を「二千元」に改め、同項2中「二千元」を「千九百五十円」に改め、同項3中「二千二百五十円」を「二千五百円」に改め、同表六の項1中「千八百五十円」を「千七百五十円」に改め、同項2中「千九百五十円」を「二千五百円」に改め、同項3中「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同項4中「三千五百五十円」を「三千七百円」に改め、同表七の項中「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同表備考一中「二千九百五十円」を「二千八百円」に、「九百円」を「八百五十円」に、「三千五十円」を「三千五百円」に改め、同表備考二中「三百五十円を、」を「五百五十円を、」に、「二百円」を「三百五十円」に改める。

別表付表二の一の項1中「四百五十円」を「四千元」に改め、同項2中「三千七百五十円」を「三千六百元」に改め、同項4中「四千四百五十円」を「四千二百五十円」に改め、同表二の項1中「千四百五十円」を「千三百五十円」に改め、同項2中「千四百円」を「千二百五十円」に改め、同項3中「千五百円」を「千三百円」に改め、同項4中「千九百円」を「二千五十円」に改め、同表三の項1中「千三百五十円」を「千二百五十円」に改め、同項2中「千三百円」を「千二百円」に改め、同項3中「千五百五十円」を「千五百円」に改め、同表四の項1中「千四百五十円」を「千五

百五十円」に改め、同項2中「千二百円」を「千三百五十円」に改め、同項3中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同表五の項1中「千四百五十円」を「千五百五十円」に改め、同項2中「千二百円」を「千三百五十円」に改め、同項3中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同表六の項1中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同項2中「千五百円」を「千三百円」に改め、同項3中「千五百円」を「千二百円」に改め、同表七の項中「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同表備考1中「三千円」を「二千八百五十円」に、「九百五十円」を「九百円」に、「千五十円」を「千円」に、「三千五十円」を「三千五百五十円」に改め、同表備考2中「百円を、普通自動車免許」を「二百五十円を、普通自動車免許」に、「五十円」を「百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表七の項26カを同項26ヨとし、同項26ワの次に同項26カを加える改正規定は、平成二十七年六月一日から施行する。

提案理由

道路交通法施行令の一部改正に伴い、県が行う事務の手数料の額を改定する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第五十一号 石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について

議案第五十二号

石川県暴力団排除条例の一部を改正する条例について

石川県暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県暴力団排除条例の一部を改正する条例

石川県暴力団排除条例（平成二十三年石川県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第四号を次のように改める。

四 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院

第十四条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三条に規定する少年鑑別所

附 則

この条例は、少年院法の施行の日から施行する。

提案理由

少年院法及び少年鑑別所法の制定に伴い、関係規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第五十二号 石川県暴力団排除条例の一部を改正する条例について

第四条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年石川県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例

第一条中「、教育公務員特例法（昭和三十四年法律第一号）第十六条第二項の規定に基づき」を削り、「勤務条件」を「勤務条件等」に改める。

第二条中「教育委員会が知事と協議して」を「知事が」に改める。

第五条の前の見出し、同条及び第六条を削る。

第七条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

教育長に対する石川県職員等の旅費に関する条例（昭和三十九年石川県条例第四号）の規定の適用については、同条例第三条第四項中「当該職員の任命権者」とあるのは「教育委員会」と、第四条第一項、第十七条第二項、第二十五条、第三十条第五項、第四十条及び第四十一条中「任命権者」とあるのは「教育委員会」とする。

第七条を第五条とする。

第八条に後段として次のように加える。

この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

第八条を第六条とする。

本則に次の一条を加える。

（職務に専念する義務の特例）

第七条 教育長の職務に専念する義務の特例は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和三十六年石川県条例第二十七号）の規定を準用する。この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

（石川県教育委員会の委員の定数に関する条例の一部改正）

第五条 石川県教育委員会の委員の定数に関する条例（平成十二年石川県条例第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「六人」を「五人」に改める。

（石川県社会教育委員に関する条例の一部改正）

第六条 石川県社会教育委員に関する条例（昭和三十四年石川県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「、教育長を経て」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合(以下「旧教育長が在職する場合」という。)においては、第一条の規定による改正後の石川県職員退職手当条例第一条の規定は適用せず、第一条の規定による改正前の石川県職員退職手当条例第一条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 旧教育長が在職する場合においては、第二条の規定による改正後の特別職の職員の退職手当に関する条例第一条並びに第三条第一項第三号及び第四号の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の特別職の職員の退職手当に関する条例第一条及び第三条第一項第三号の規定は、なおその効力を有する。
- 4 旧教育長が在職する場合においては、第三条の規定による改正後の石川県教育委員会委員報酬及び費用弁償支給条例第一条から第四条までの規定は適用せず、第三条の規定による改正前の石川県教育委員会委員報酬及び費用弁償支給条例第一条から第三条まで及び別表の規定は、なおその効力を有する。
- 5 旧教育長が在職する場合においては、第四条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例第一条、第二条、第五条、第六条及び第七条の規定は適用せず、第四条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第一条、第一条及び第五条から第八条までの規定は、なおその効力を有する。
- 6 旧教育長が在職する場合においては、第五条の規定による改正後の石川県教育委員会の委員の定数に関する条例本則の規定は適用せず、同条の規定による改正前の石川県教育委員会の委員の定数に関する条例本則の規定は、なおその効力を有する。
- 7 旧教育長が在職する場合においては、第六条の規定による改正後の石川県社会教育委員に関する条例第八条の規定は適用せず、第六条の規定による改正前の石川県社会教育委員に関する条例第八条の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、知事が議会の同意を得て任命する教育長が、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなること等に伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第五十三号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第五十四号

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例について

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年二月二十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例

石川県教職員定数条例（昭和四十四年石川県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二千八百六十人」を「二千八百四十九人」に改め、同条第二項第一号中「六千三百二十二」を「六千二百七十六」に改め、同項第二号中「三百九人」を「三百一人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

児童生徒数の変動等に伴い、教職員定数を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第五十四号 石川県教職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第55号

石川県育英資金貸付金の未納の返還金支払請求事件に係る訴えの提起について

石川県育英資金貸付金に係る民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条第1項の規定による支払督促の申立てに対し、同法第386条第2項の規定による適法な督促異議の申立てが行われた場合、訴えを次のとおり提起するものとする。

平成27年2月23日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 事件の内容

訴えの相手方	訴えの内容	訴えを提起する裁判所
<p>■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■</p>	<p>石川県育英資金貸付金の返還金を滞納している■■■■■ に対し、未納の返還金の支払を請求するもの</p>	<p>金沢簡易裁判所</p>
<p>■■■■■ ■■■■■ ■■■■■</p>	<p>石川県育英資金貸付金の返還金を滞納している■■■■■ に対し、未納の返還金の支払を請求するもの</p>	<p>東京簡易裁判所</p>
<p>■■■■■ ■■■■■ ■■■■■</p>	<p>石川県育英資金貸付金の返還金を滞納している■■■■■ に対し、未納の返還金の支払を請求するもの</p>	<p>新潟簡易裁判所</p>

2 訴訟の方針

必要があるときは、和解し、調停を成立させ、又ははは上訴するものとする。

報告第2号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成27年2月23日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第22号

損害賠償額の決定について

平成27年1月7日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成27年2月16日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- | | | | | | | |
|---|-----------|---------------|----------|------|-------|---------|
| 1 | 相手方 | 七尾市本府中町ル28番1号 | 北陸電力株式会社 | 七尾支社 | 電力部部长 | 福井 聡 |
| 2 | 賠償額 | | | | | 77,252円 |
| 3 | 賠償責任発生の事実 | | | | | |

平成27年1月7日午後3時25分頃、羽咋郡志賀町末吉千古1番地1の志賀町役場駐車場において、健康福祉部障害保健福祉課主事杉藤智一の運転する小型乗用自動車が発車中の北陸電力株式会社の小型乗用自動車に接触し、同車に損害を与えたもの

報告第一号 損害賠償額決定の専決処分
の報告について

2 訴訟の方針

第一審判決の結果、必要があるときは上訴するものとする。

報告第4号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成27年2月23日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第15号

損害賠償額の決定について

平成19年11月3日発生 of 県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成27年1月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- | | | | | |
|---|-----------|------------|-------|-------|
| 1 | 相手方 | ■■■■■ | ■■■■■ | ■■■■■ |
| 2 | 賠償額 | 1,642,162円 | | |
| 3 | 賠償責任発生の事実 | | | |

平成19年11月3日午前1時20分頃、金沢市八日市二丁目357番地先路上において、金沢西警察署巡查茶谷勇伍の運転するパトカーが■■■■■の運転する自転車と衝突し、同車に損害を与え、同車に対し22日間の通院加療を要する被害を与えたもの

報告第6号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成27年2月23日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第17号

損害賠償額の決定について

平成26年10月5日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成27年1月20日


地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

1 相手方 かほく市宇野気二81番地 かほく市 かほく市長 油 野 和 一 郎

2 賠償額 339,980円

3 賠償責任発生の事実

平成26年10月5日午後8時35分頃、かほく市上山田ラ1番地2先路上において、津幡警察署巡查長高柳昭宏の運転するパトカーがかほく市管理の縁石等に衝突し、損害を与えたほか、の運転する小型乗用自動車と衝突し、同車に損害を与えたもの

報告第七号 損害賠償額決定の専決処分
の報告について

報告第8号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成27年2月23日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第19号

損害賠償額の決定について

平成26年10月19日発生のある交通事象による交通事象に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成27年1月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- | | | | | |
|---|-----------|---------------|----------|------------|
| 1 | 相手方 | 珠洲市飯田町13部65番地 | 有限会社 魚新 | 代表取締役 濱野 点 |
| 2 | 賠償額 | | 103,864円 | |
| 3 | 賠償責任発生の事実 | | | |

平成26年10月19日午前8時57分頃、珠洲市野々江町口部214番地4先路上において、珠洲警察署巡查長道善晴彦の運転するパトカーが[REDACTED]の運転する有限会社魚新所有の中型貨物自動車に追突し、同車に損害を与えたもの

